

○ 勤続三年以上、若=対してハ、退職手当ノ外=至リ倍以上ノ金額ヲ支給ス。

10. 一般罹病者ノ欠勤三週間以上ニシテハ、一時、欠勤中、日給ノ五以上ノ救済金ヲ給スルヲ。

但シ、正給支引経年三ヶ月以上ニシテハ、時、正給ノ給支額ヲ $\frac{1}{2}$ 迄減スルヲ得。

11. 俱乐部ヲ一般従業員ニ開放、使用セシムルヲ。

12. 作業服ノ支給ヲ従業員全般ニ及セスルヲ。

I. 勤続1年未満... 解雇當時ノ日給 30日分。

II. "1年以上... 30日分、1年ヲ増ス毎=20日分加算、
四. "5年以上、若=対してハ、前掲退職手当ノ倍ヲ支給ス。

10. 三週間ヲ、是日トシテ前項承認、

但シ、欠勤引續キ 60日=至ル時ハ正後、給支ヲ停止シ、勤続年限ヲ中断ス。

11. 承認ス。

12. 勤労手職工雜従者ニシテ一般外勤=接シ、又ハ外部作業ニ従事スル者、若ハ内部ニ於テ特殊ノ作業ニ従事スル者=対してハ、当社被服

13. 今回ノ要求交渉中、及至解決後ニ於テ、一切犠牲者ヲ出サズルヲ。

14. 前記十三ヶ条項、要求ハ大正十年五月一日ヨリ實施スルヲ。以上。

提出、大正10年4月28日、
回答期限。"10年4月30日
午後4時

貸支規程ニヨリ作業服ヲ貸支ス。

13. 承認ス。

但シ、作業ノ關係上人員淘汰ヲナシ、
已ムヲ得ス。

1. 団体交渉権ニ關スル詳細。

A. 労働条件ニ就テハ労働団体ト交渉シ、組合員各自ハ一切交渉ヲ為サズルヲ。

B. 労働団体トハ會社ニ従事スル労働者100人以上ヲ以テ組織スル団体ヲ云フ。

C. 會社内ニ=數個ノ団体ノカキ場
合ニハ、各個ニ交渉ヲナスルヲ。